令和２年７月豪雨災害における被災した住宅の応急修理について

大規模半壊、半壊または準半壊の被害を受けた住宅で、そのままでは住むことができない状態の住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が一定の範囲内で応急的な修理を支援します。また、住宅の応急修理を利用される方は、別途 10 万円の支援金を交付いたします。

■支援内容

被害の程度	大規模半壊・半壊の場合	準半壊の場合
対象者	・災害のため「大規模な補修（大規模半壊）」を行わなければ居住することが困難な程度に住家が半壊した方 ・災害のための住家が「半壊」し、自らの資力では応急修理をすることができない方	・災害のため住家が半壊に準ずる程度の損傷（以下、「準半壊」という。）を受け、自らの資力では応急修理をすることができない方
費用の限度額 （１世帯当たり）	５９５,０００円（上限）	３００,０００円（上限）
応急修理の対象工事	居室、台所、トイレ等日常生活に必要な最小限度の部分	
支援金	一律 10 万円	

※既に工事費用の支払いが完了している方は市へご相談ください。
※限度額を超えた部分は、被災された方の自己負担となります。

■必要書類

（１）住宅の応急修理申込書（様式第１号）
（２）り災証明書の写し
（３）施工前の被害状況が分かる写真
（４）修理見積書（様式第３号）
（５）修理見積内訳書（様式第３号（別紙））
（６）資力に関する申出書（様式第２号）
（７）支援金申請書

◆問合せ先
大牟田市役所都市整備部　建築住宅課（企業局４階）
TEL: 0944-41-2797